

袋環企第51号

令和4年11月21日

静岡県知事 川勝平太様

袋井市長 大場規之



「(仮称) 浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に関する意見について (回答)

令和4年11月2日付け環生第214号により照会がありました件について、静岡県環境影響評価条例第37条の2第2項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出します。



別紙

(仮称) 浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に関する意見書

- 1 景観の調査について、適切に実施していただきたい。また、景観上、圧迫感を与えることがないように、措置の検討をお願いしたい。
- 2 本市には漁業組合はないが、本市沿岸の遠州灘は良好な漁場であることから、付近で漁を行う漁業関係者との協議を行い、操業に支障をきたさないよう十分配慮していただきたい。
- 3 事業実施想定区域を含む遠州灘では、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている。そのため、今回の計画では、南海トラフ巨大地震による地震動、液状化現象、津波の対策や、設備による防潮堤破堤のリスクが上がらないための対策を十二分に行うことが必須である。

また近年、地球温暖化により、勢力の強い台風が数多く日本に襲来している。太平洋岸は台風の通り道であり、今回の計画への影響も危惧される。

こういった自然災害の脅威に対し、どのような対策を講じるのか。また、その対策は専門家の目から見ても確かなものなのか。それらのことが明らかにされない限り、今回の計画を安易に了承することはし兼ねる。

そのため、方法書の段階では、それらのことを明らかにし、住民説明等を行っていただきたい。
- 4 発電事業終了後は、全ての設備を放置することなく、適切に撤去処分を行うことを確認できるよう、事業終了後の設備の撤去処分方法について計画を示していただきたい。
- 5 事業の計画、実施に際しては、文献等の既存データのみで判断することなく、現地踏査を十二分に行っていただきたい。